

令和4年度監査計画

令和3年度の監査結果（速報値）は、指摘39件、要望9件であった。全体件数は前年度並だが、内部統制制度の実施を踏まえ、3E（経済性・効率性・有効性）の観点や共通的・制度的課題の検出を重視しており、これらの要望件数は増加傾向にある。

実施については、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の波に臨機に対処しつつ、オンライン形式も活用し効率化を図ったが、なお改善の余地はある。

コロナ禍の下、丸2ヶ年度が経過し、コロナ対策業務や従前からの事業の見直しにも一定の定着が窺われる中、その事務処理過程の適正性や効果検証が求められる時期に来ている。

こうしたことから、今年度の監査は、引き続き3E等の観点に注力しつつ、自らも監査業務のより効率的な遂行に努め、以下の実施方針により、実施する。

1 実施方針

実施方針は次の5点とする。また、定期監査においては、令和3年度の重点項目等の監査結果の総括を踏まえ、令和4年度の重点項目を4項目設定する。

(1) 合規性・正確性の確保

監査基準の基本すなわち合規性、正確性、3E＝経済性・効率性・有効性(※)のうち、合規性・正確性については、監査基準第8条のリスクの概念を踏まえ、対象のリスクの内容と程度に応じた重点化を図り、効率的・効果的な監査を行う。

※経済性：より少ない費用で実施すること。

効率性：同じ費用でより大きな成果を得ること又は費用との対比で最大限の成果を得ること。

有効性：所期の目的を達成していること。また、効果を挙げていること。

(2) 共通的課題・3Eの観点の重視

財務事務の個々の点検は内部統制制度によっても徹底されていくことから、監査においては個別事案の背景にある共通的、制度的な課題を分析し、その改善を求めるとともに、府民目線に立って3Eの観点を重視した監査を行う。会計事務においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）が求められる時代の趨勢に鑑み、旧習の規定やシステムによる不便や非効率についても積極的に課題提起する。

(3) 内部統制制度を踏まえた監査

内部統制制度が有効に働いていたかが、個別事案の検討においても重要な基準の一つとなる。自ら検出・治癒したものにはその奏功を認める一方、指摘されるまで漫然と見逃していたもの、同じ誤りの繰り返し、複数の誤りや見落としが重なっているもの等は、誤りが軽微な事項であっても指摘する。

(4) 機動力と効率性の高い監査実務の執行

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の波に合わせて機動的、効率的に監査が行えるよう、昨年度から監査提出書類の事前一斉提出を求めるなどしているが、受監機関の更なる負担軽減にも配慮し、以下のとおり実施方法を工夫する。

- ① 日程調整から実施までのリードタイムが、標準1箇月程度となるよう平準化する。
- ② 遠隔地の実地監査や現地事務局調査が効率的に行えるよう、実施地域ごとに所管部局を超えて集中的な実施スケジュールを組む。広域振興局と管内単独地域機関の合同委員審査なども検討する。
- ③ オンライン形式での監査は、令和3年度委員審査15箇所、事務局調査7箇所の実施状況を踏まえ、引き続き活用する。

(5) 監査結果の実効性の確保

監査結果に対する処理状況の適切な確認により再発防止や業務改善を見守る。特に重大な指摘に値する事項については、監査委員会議において対象機関に対し、直接聴取、指導を行う等、再発防止に向けた取組を徹底する。また、制度的な課題が見受けられる事案については、制度所管課への改善提案等により部局横断的、全庁的な是正を図る。

(令和4年度重点項目)

- ① コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況*
- ② コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証*
(WEB開催のイベント、HPの改良等)
- ③ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況
- ④ 公用携帯電話の有効活用

*印は新規

なお、必要に応じ、年度途中で検出された新たな重要課題を追加する。

2 監査の種類等

(1) 定期監査

財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）と行政監査（同条第 2 項）を同時に、府の全 286 機関を対象に、別紙のとおり、実地監査又は書面監査により実施する。

新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、機動的、効率的な実地での実施に努める。

また、令和 3 年度に完成した大規模工事から 10 箇所程度を選定し、工事監査を行う。その選定基準等は、実施計画で定める。

(2) 財政的援助団体等監査

府が財政的援助等（出資、公の施設管理、補助金等交付等）を行っている団体から 25 団体程度を選定し実施する。選定基準等を実施計画で定め、新型コロナウイルス感染症の流行状況により優先順位を設定して実施に努める。

(3) 決算審査等

部局ごとの監査委員審査を踏まえ、意見書の提出に当たり、知事との意見交換を行う。

(4) 例月出納検査を行う。

(5) 内部統制評価報告書審査

審査要領に基づき審査の上、意見書の提出に当たり、知事との意見交換を行う。

(6) その他、必要に応じ臨時に監査を行う。

(7) 住民監査請求に基づく監査及び府民簡易監査については、引き続き制度の周知に努めるとともに、請求又は申立てがあれば速やかに対応する。

各監査等の対象、実施期間、報告・公表時期

監査の種類	対 象	実施期間	報告・公表
定期監査 (財務監査、行政監査) (工事監査)	府の全機関 10 箇所程度	令和 4 年 4 月 ～ 5 年 3 月	年 4 回 第 4 回の報告時に 年間総括
財政的援助団体等監査	25 団体程度	令和 4 年 6 月 ～ 5 年 3 月	上記と一括
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率等審査	一般会計、特別会計、公 営企業会計、指定された 基金	令和 4 年 6 月 ～ 9 月	令和 4 年 9 月
例月出納検査	一般会計、特別会計、公 営企業会計	毎翌月末頃 (監査委員会議 と同日)	実施の後、速やかに
内部統制評価報告書審 査	知事部局、教育委員会	令和 4 年 6 月 ～ 9 月	令和 4 年 9 月
住民監査請求 府民簡易監査	各請求又は申立てによ る	随時	随時 府民簡易監査は年 度ごとにまとめて

3 監査スキルの向上

実施方針に沿って、3E観点等を重視した機動的・効率的監査の実施や、重点項目についての統一的な調査・分析、課題の抽出とその改善提案の立案などに組織的に取り組めるよう、事例・課題検討会や専門家講師による研修会などにより、事務局職員の監査スキルの向上を図る。

令和4年度 監査対象機関等

※実地監査：監査委員が意見交換等により行うもの(それ以外のは書面監査)

本 庁 (実地監査)		
部局名	課(室)等名	同時執行(本庁経理)
知事直轄組織 〈9〉	秘書課、広報課、国際課、職員総務課、人事課、総務事務センター、 会計課 〈7〉	旅券事務所 職員福利厚生センター 〈2〉
危機管理部 〈4〉	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 〈4〉	
総務部 〈8〉	総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課、入札課 府有資産活用課 〈7〉	選挙管理委員会 〈1〉
政策企画部 〈6〉	総合政策室、地域政策室、企画総務課、情報政策課 デジタル政策推進課、企画統計課 〈6〉	
府民環境部 〈13〉	人権啓発推進室、府民環境総務課、安心・安全まちづくり推進課 男女共同参画課、府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター、脱炭素社会推進課、循環型社会推進課 自然環境保全課、環境管理課、公営企画課、建設整備課 〈12〉	交通事故相談所 〈1〉
文化スポーツ部 〈7〉	文化政策室、文化スポーツ総務課、文化芸術課、スポーツ振興課 文化スポーツ施設課、文教課、大学政策課 〈7〉	
健康福祉部 〈15〉	ワクチン接種対策室、こども・青少年総合対策室、健康福祉総務課 高齢者支援課、医療保険政策課、リハビリテーション支援センター 地域福祉推進課、障害者支援課、家庭支援課、健康対策課 医療課、生活衛生課、薬務課 〈13〉	救急医療情報センター 動物愛護センター 〈2〉
商工労働観光部 〈14〉	雇用推進室、観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課 ものづくり振興課、染織・工芸課、産業立地課、経済交流課 文化学術研究都市推進課、労働政策課、人材育成課 [(港湾局)港湾企画課、港湾施設課] 〈13〉	労働委員会事務局 〈1〉
農林水産部 〈11〉	農政課、農村振興課、経営支援・担い手育成課 流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課、森の保全推進課 林業振興課 〈9〉	京都乙訓農業改良普及センター 内水面漁場管理委員会 〈2〉
建設交通部 〈17〉	監理課、指導検査課、用地課、道路計画課、道路建設課 道路管理課、交通政策課、河川課、砂防課、都市計画課 水環境対策課、建築指導課、住宅課、営繕課 [(港湾局)港湾企画課、港湾施設課] 〈16〉	収用委員会 〈1〉
議会事務局 〈1〉		〈1〉
監査委員事務局 〈1〉		〈1〉
人事委員会事務局 〈1〉		〈1〉
教育庁 〈14〉	高校改革推進室、総務企画課、管理課、教職員企画課 教職員人事課、福利課、学校教育課、特別支援教育課 高校教育課、ICT教育推進課、保健体育課、社会教育課、 文化財保護課 〈13〉	埋蔵文化財事務所 〈1〉
警察本部 〈1〉	本部 〈1〉	
計 〈120〉	〈109〉	〈11〉

(注) 1 <>書きは、部局ごとの監査対象機関数

2 [(港湾局)港湾企画課、港湾施設課]は、商工労働観光部及び建設交通部の共管で各部にそれぞれ計上しているため、計からは重複分を除外

3 同時執行機関は、本庁において経理を行っている機関

地 域 機 関						
区分	京都市内	山城地域	南丹地域	中丹地域	丹後地域	
実地 監 査	西府税事務所 京都学・歴彩館 家庭支援総合センター 中小企業技術センター 京都高等技術専門学校 京都障害者高等技術専門学校 京都林務事務所 京都土木事務所 図書館 桃山高校 上京警察署 東山警察署	山城広域振興局(10) 自転車競技事務所 洛南病院 山城教育局 西乙訓高校 八幡警察署	南丹広域振興局(5) 農林水産技術センター(農林センター・森林技術センター) 病虫害防除所 農芸高校 丹波支援学校	福知山児童相談所 農業大学校 農林水産技術センター(畜産センター) 綾部高校 東舞鶴高校 中丹支援学校	宮津天橋高校 宮津警察署	
	<57>	<12>	<15>	<9>	<14>	<7>
書 面 監 査	自動車税管理事務所 精神保健福祉総合センター 計量検定所 陶工高等技術専門学校 嵯峨野高校 桂高校	府営水道事務所 流域下水道事務所 向陽高校 西城陽高校 南陽高校・附属中学校	南丹教育局	工業高校 大江高校	看護学校 清新高校	
	<16>	<6>	<5>	<1>	<2>	<2>
書 面 監 査	職員研修・研究支援センター 消防学校 府税事務所(2) 東京事務所 植物園 体育館 保健環境研究所 総合教育センター 山城高校、清明高校 鴨沂高校 洛北高校・附属中学校 北稜高校 朱雀高校、洛東高校 鳥羽高校、北嵯峨高校 北桑田高校 洛西高校、東稜高校 洛水高校 京都すばる高校 盲学校、聾学校 川端警察署、中京警察署 下京警察署、下鴨警察署 伏見警察署、山科警察署 右京警察署、南警察署 北警察署、西京警察署	宇治児童相談所 農林水産技術センター(生物資源研究センター、茶業研究所) 山城家畜保健衛生所 乙訓教育局 山城郷土資料館 乙訓高校 東宇治高校 菟道高校 城南菱創高校 城陽高校 京都八幡高校 久御山高校 田辺高校、木津高校 向日が丘支援学校 宇治支援学校 城陽支援学校 八幡支援学校 南山城支援学校 井手やまぶき支援学校 向日町警察署 宇治警察署、城陽警察署 田辺警察署、木津警察署	淇陽学校 南丹家畜保健衛生所 林業大学校 大野ダム総合管理事務所 亀岡高校 南丹高校 園部高校・附属中学校 須知高校 亀岡警察署 南丹警察署	公営企業管理事務所 福知山高等技術専門学校 中丹家畜保健衛生所 中丹教育局 福知山高校・附属中学校 西舞鶴高校 舞鶴支援学校 綾部警察署 福知山警察署 舞鶴警察署	織物・機械金属振興センター 農林水産技術センター(丹後農業研究所、海洋センター) 丹後家畜保健衛生所 水産事務所・海区漁業調整委員会 丹後教育局 丹後郷土資料館 海洋高校 峰山高校 丹後緑風高校 与謝の海支援学校 京丹後警察署	
	<109>	<93>	<35>	<26>	<10>	<10>
<166>	<53>	<46>	<20>	<26>	<21>	

※1 広域振興局の()は保健所、土木事務所、土地改良事務所、農業改良普及センターを含む機関数

- ・土木事務所: 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・保健所: 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・土地改良事務所: 山城、南丹、中丹、丹後
- ・農業改良普及センター: 山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後

工事監査(書面監査)			
区分	工事名	担当部局	施工場所
重要 構造物 <3>	重要文化財 京都府庁旧本館トイレ改修工事	総務部	京都市 上京区
	府立田辺高等学校教室棟長寿命化(大規模)改修工事(建築工事)	教育庁	京田辺市
	郷ノ口余部線(宇津根橋)大規模更新工事ほか	建設交通部	亀岡市
防 災 <5>	令和2年度災害関連緊急治山事業設計第1号	農林水産部	京都市 左京区
	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事(呑龍ポンプ場機械設備)	建設交通部	長岡京市
	鴨川広域河川改修(経対・防安)工事	建設交通部	京都市 伏見区
	国道173号 平成30年発生土木災害復旧工事(7089)他	中丹広域振興局 (中丹西土木事務所)	福知山市
	桃ヶ谷川 通常砂防(防災安全)工事	丹後広域振興局 (丹後土木事務所)	宮津市
耐震・ 長寿命化 <2>	国宝 本願寺阿弥陀堂ほか3棟保存修理工事(阿弥陀堂漆工事)	教育庁	京都市 下京区
	京都宇治線(宇治橋)橋りょう耐震化対策推進工事	山城広域振興局 (山城北土木事務所)	宇治市